

ホットライン運用ガイドライン新旧対照表

平成26年8月
 ホットライン運用ガイドライン検討協議会
 (下線部は改訂箇所)

改訂案	現行
<p>目次 第1～第6 (略) <関係条文></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 刑法 ● 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 ● インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 ● 売春防止法 ● 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 ● 覚せい剤取締法 ● 麻薬及び向精神薬取締法 ● 大麻取締法 ● 犯罪による収益の移転防止に関する法律 ● 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 ● 銃砲刀剣類所持等取締法 ● 爆発物取締罰則 ● 武器等製造法 ● 臓器の移植に関する法律 ● 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例 ● 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 ● <u>ストーカー行為等の規制等に関する法律</u> ● <u>戸籍法</u> ● <u>住民基本台帳法</u> ● <u>地方公務員法</u> ● <u>国家公務員法</u> ● <u>不正競争防止法</u> 	<p>目次 第1～第6 (略) <関係条文></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 刑法 ● 児童買春、児童ポルノに係る行為等の<u>処罰</u>及び児童の保護等に関する法律 ● インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 ● 売春防止法 ● 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 ● 覚せい剤取締法 ● 麻薬及び向精神薬取締法 ● 大麻取締法 ● 犯罪による収益の移転防止に関する法律 ● 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 ● 銃砲刀剣類所持等取締法 ● 爆発物取締罰則 ● 武器等製造法 ● 臓器の移植に関する法律 ● 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例 ● 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

第3 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼

1 総論（略）

2 対象とする違法情報の範囲

ホットラインセンターからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置等を依頼する「違法情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。

具体的には、

【わいせつ関連情報】

- ① わいせつ電磁的記録記録媒体陳列（刑法第175条第1項）
- ② 児童ポルノ公然陳列（児童ポルノ法¹⁰第7条第6項）
- ③ 売春目的等の誘引（売春防止法第5条第3号及び第6条第2項第3号）
- ④ 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為（同法第6条）

【薬物関連情報】

- ⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物（覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら）の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法第9条）
- ⑥ 規制薬物の広告（覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号）

【振り込め詐欺等関連情報】

- ⑦ 預貯金通帳等の譲渡等の誘引（犯罪収益移転防止法第26条第4項）
- ⑧ 携帯電話等の無断有償譲渡等の誘引（携帯電話不正利用防止法第23条）

【不正アクセス関連情報】

- ⑨ 識別符号の入力を不正に要求する行為（不正アクセス禁止法 第7条第1号）
- ⑩ 不正アクセス行為を助長する行為（不正アクセス禁止法第5条）

を対象とする。

[脚注 10]

正式名称は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」である。

（脚注以下省略）

3 違法情報該当性の判断基準

(1) 判断の対象

（略）

(2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準

対象とする違法情報の流通が構成要件に該当するものとして、次のような場合が挙げられる。

第3 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼

1 総論（略）

2 対象とする違法情報の範囲

ホットラインセンターからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置等を依頼する「違法情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。

具体的には、

【わいせつ関連情報】

- ① わいせつ電磁的記録記録媒体陳列（刑法第175条第1項）
- ② 児童ポルノ公然陳列（児童ポルノ法¹⁰第7条第4項）
- ③ 売春目的等の誘引（売春防止法第5条第3号及び第6条第2項第3号）
- ④ 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為（同法第6条）

【薬物関連情報】

- ⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物（覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら）の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法第9条）
- ⑥ 規制薬物の広告（覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号）

【振り込め詐欺等関連情報】

- ⑦ 預貯金通帳等の譲渡等の誘引（犯罪収益移転防止法第26条第4項）
- ⑧ 携帯電話等の無断有償譲渡等の誘引（携帯電話不正利用防止法第23条）

【不正アクセス関連情報】

- ⑨ 識別符号の入力を不正に要求する行為（不正アクセス禁止法 第7条第1号）
- ⑩ 不正アクセス行為を助長する行為（不正アクセス禁止法第5条）

を対象とする。

[脚注 10]

正式名称は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」である。

（脚注以下省略）

3 違法情報該当性の判断基準

(1) 判断の対象

（略）

(2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準

対象とする違法情報の流通が構成要件に該当するものとして、次のような場合が挙げられる。

- ①（略）

<p>① (略)</p> <p>② 児童ポルノ公然陳列</p> <p>次のアからウまでを満たす場合には、児童ポルノ公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。</p> <p>ア 児童（18歳未満）に該当する場合</p> <p>(ア)画像等に描写されている対象者の外見(例:陰毛がない、幼児、小学生にしか見えない)から明らかに18歳未満と認められる場合、又は</p> <p>(イ)画像等に描写されている対象者の外見に加え、附随する情報(対象者の年齢に関する情報等)、対象情報が掲載されているウェブサイトや電子掲示板に掲載されている他の情報(他の画像等の内容等)等から、18歳未満と認められる場合</p> <p>イ 児童ポルノに該当する場合</p> <p>(ア)児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為が描写されている画像等、</p> <p>(イ)他人が児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)、又は</p> <p>(ウ)衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態が描写されている画像等で、<u>殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)</u></p> <p>ウ 公然陳列に該当する場合</p> <p>不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>4・5(略)</p> <p>第4 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する公序良俗に反する情報に関する対応依頼</p> <p>1・2(略)</p> <p>3 公序良俗に反する情報であるか否かの判断基準</p> <p>公序良俗に反する情報としては、次のようなものが挙げられる。</p> <p>① 情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡等、爆発物等の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報</p> <p>違法行為の直接的かつ明示的な請負・仲介・誘引等に該当する情報としては、次のようなものが挙げられる。</p> <p>なお、判断の際には、情報が掲載されている電子掲示板やウェブサイトの目的等の全体構成を踏まえた上で、判断するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 爆発物等の製造</p>	<p>② 児童ポルノ公然陳列</p> <p>次のアからウまでを満たす場合には、児童ポルノ公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。</p> <p>ア 児童（18歳未満）に該当する場合</p> <p>(ア)画像等に描写されている対象者の外見(例:陰毛がない、幼児、小学生にしか見えない)から明らかに18歳未満と認められる場合、又は</p> <p>(イ)画像等に描写されている対象者の外見に加え、附随する情報(対象者の年齢に関する情報等)、対象情報が掲載されているウェブサイトや電子掲示板に掲載されている他の情報(他の画像等の内容等)等から、18歳未満と認められる場合</p> <p>イ 児童ポルノに該当する場合</p> <p>(ア)児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為が描写されている画像等、</p> <p>(イ)他人が児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)、又は</p> <p>(ウ)衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態が描写されている画像等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの(性器等にマスク処理が施されているものも含む。)</p> <p>ウ 公然陳列に該当する場合</p> <p>不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>4・5(略)</p> <p>第4 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する公序良俗に反する情報に関する対応依頼</p> <p>1・2(略)</p> <p>3 公序良俗に反する情報であるか否かの判断基準</p> <p>公序良俗に反する情報としては、次のようなものが挙げられる。</p> <p>① 情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡等、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報</p> <p>違法行為の直接的かつ明示的な請負・仲介・誘引等に該当する情報としては、次のようなものが挙げられる。</p> <p>なお、判断の際には、情報が掲載されている電子掲示板やウェブサイトの目的等の全体構成を踏まえた上で、判断するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 爆発物の製造</p> <p>爆発物の製造方法が正確かつ詳細に記載されている場合であって、対象情報が掲載されている電</p>
---	---

爆発物の製造方法が正確かつ詳細に記載されている場合、又はウェブサイト上の他の記載から3Dプリンタによる銃砲の製造が可能な設計図データが掲載されていることが強く疑われる場合であつて、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(性能、使用目的等)から、爆発物又は銃砲の不正な製造を直接的かつ明示的に助長等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。

ウ～ス (略)

セ 盗撮行為

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、下着等を対象とする盗撮行為を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、公序良俗に反する情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、場所、方法、撮影機器、連絡手段等の情報を考慮するものとする。

(ア)「トイレ盗撮」、「逆さ撮り」等の盗撮行為を意味する表現が記載されていること

(イ)「一緒にしませんか」、「協力して撮りませんか」など人を盗撮行為に誘引等する表現が記載されていること

ソ ストーカー行為等

次の(ア)から(ウ)までを満たす場合には、ストーカー行為等の規制等に関する法律のつきまとい等によって不安を覚えさせる行為又はストーカー行為を直接的かつ明示的に請負等するものとして、公序良俗に反する情報と判断することができる。

なお、判断の際には、内容、連絡方法、対価、支払方法等の情報を考慮するものとする。

(ア)「男女間トラブル」、「浮気」、「離婚」等の恋愛感情等のもつれを意味する表現が記載されていること

(イ)「電話を何度もかける」、「メールを何通も送りつける」、「監視する」、「卑猥な写真を送る」等のつきまとい等によって不安を覚えさせる行為を意味する表現が記載されていること

(ウ)「引き受ける」、「依頼する」、「一緒にしませんか」、「～してあげて」等の請負等を意味する表現が記載されていること

ただし、他人に依頼する方法によって、ストーカー行為等を誘引等する場合は、名前、住所、電話番号等により対象が特定されていることを要する。

タ 戸籍謄本等、住民票の写し等の情報等の違法な手段による入手

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、違法な手段によって情報等の入手²⁶を直接的かつ明示的に請負等するものとして、公序良俗に反する情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、情報入手先、情報入手方法、情報の内容、対価等の情報を考慮するものとする。

(ア)「戸籍の謄本・抄本」、「戸籍の附票の写し」、「戸籍記載事項証明書」、「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」又はこれに類する表現であつてこれらの情報を意味するものが記載されていること

(イ)「調査します」、「照会します」、「売ります」等の交付請求権者の委任に基づく入手以外の違法な手段によって情報等の入手の請負等を意味する表現が記載されていること

なお、弁護士、司法書士等が事件又は事務の受任に付随してこれらの行為を請け負

子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等(性能、使用目的等)から、爆発物の不正な製造を直接的かつ明示的に助長等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。

ウ～ス (略)

おうとしていることが認められる場合は、この限りではない。

[脚注 26]

第三者による戸籍謄本等の入手については、弁護士、司法書士等が事件又は事務の受任に付随して請け負う場合を除き、交付請求権者の委任に基づく入手以外の方法によっては適法に行うことができず、例えば次のような方法については、それぞれ関係法令に違反することになる。

・委任状又は職務上請求書を偽造して戸籍謄本等、住民票の写し等の交付を請求する行為は、私文書偽造罪、偽造私文書行使罪(刑法第 159 条第1項・第 161 条)及び戸籍法違反(第 133 条)又は住民基本台帳法違反(第 47 条第2号)に該当する。

・公務員を唆して戸籍謄本等、住民票の写し等を入手する行為は、地方公務員法違反(第 62 条)に該当する。

・公務員に対して賄賂を供与し、戸籍謄本等、住民票の写し等を入手する行為は、贈賄罪(刑法第 198 条)に該当する。

・業務上、正当に企業等が取得し、営業秘密として管理している戸籍謄本等、住民票の写し等を不正に入手し、これを依頼者に開示する行為は、不正競争防止法違反に該当する。

②～③ (略)

4・5

(略)

第5～第6

(略)

②～③ (略)

4・5

(略)

第5～第6

(略)

<参考書式1【違法情報に関する送信防止措置等依頼書】>

<参考書式1【違法情報に関する送信防止措置等依頼書】>..

整理番号..
□年□月□日..

【プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称】御中..

インターネット・ホットラインセンター..
連絡先（e-mail アドレス）..
担当者氏名..
確認者氏名..

【違法情報】の通知書兼送信防止措置等依頼書..

□あなたが管理する【サイト／電子掲示板／サーバ】等に下記のとおり刑事処分の対象となる違法な情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報の送信を防止する措置その他の適切な措置を講じるよう依頼します..

記..

掲載されている場所..	URL：.. その他情報の特定に必要な情報：（掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等）..
掲載されている情報..	例) 明らかに18歳未満と認められる少女の性交が描写された画像が「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに掲載..
違法情報該当性の判断理由等	違反する法令名等.. 例) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ法）第7条第7項..
	上記法令の構成要件に該当すると判断した理由.. 例) 明らかに18歳未満の少女の性交が描写された画像が、「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに、不特定又は多数の者が閲覧可能な電子掲示板に掲載..

※本通知に関する問い合わせは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト（<http://www.internethotline.jp/>）の問い合わせフォームから行うことができます..

<参考書式1【違法情報に関する送信防止措置等依頼書】>

<参考書式1【違法情報に関する送信防止措置等依頼書】>..

整理番号..
□年□月□日..

【プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称】御中..

インターネット・ホットラインセンター..
連絡先（e-mail アドレス）..
担当者氏名..
確認者氏名..

【違法情報】の通知書兼送信防止措置等依頼書..

□あなたが管理する【サイト／電子掲示板／サーバ】等に下記のとおり刑事処分の対象となる違法な情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報の送信を防止する措置その他の適切な措置を講じるよう依頼します..

記..

掲載されている場所..	URL：.. その他情報の特定に必要な情報：（掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等）..
掲載されている情報..	例) 明らかに18歳未満と認められる少女の性交が描写された画像が「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに掲載..
違法情報該当性の判断理由等	違反する法令名等.. 例) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童ポルノ法）第7条第4項..
	上記法令の構成要件に該当すると判断した理由.. 例) 明らかに18歳未満の少女の性交が描写された画像が、「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに、不特定又は多数の者が閲覧可能な電子掲示板に掲載..

※本通知に関する問い合わせは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト（<http://www.internethotline.jp/>）の問い合わせフォームから行うことができます..

<関係条文>

(刑法)

第百八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

第百九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかったときは、罰しない。

第百十条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十三条 第百八条又は第百九条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第百四十八条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

第百五十条 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得した者は、三年以下の懲役に処する。

第百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百五十九条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

第百六十一条 前二条の文書又は図画を行使した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、又は虚偽の記載をした者と同一の刑に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

<関係条文>

(刑法)

第百八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

第百九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかったときは、罰しない。

第百十条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十三条 第百八条又は第百九条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第百四十八条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

第百五十条 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得した者は、三年以下の懲役に処する。

第百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第一百七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、前項と同様とする。

第一百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴力又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

第一百七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

第一百七十八条

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

第一百七十八条の二 二人以上の者が現場において共同して第一百七十七条又は前条第二項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。

第一百九十八条 第一百九十七条から第一百九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第一百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

第二百二十四条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

第二百二十五条 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第二百二十五条の二 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

第二百二十六条 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百二十六条の二 人を買収した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 未成年者を買収した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買収した者は、一年以

第一百七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、前項と同様とする。

第一百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴力又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

第一百七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

第一百七十八条

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

第一百七十八条の二 二人以上の者が現場において共同して第一百七十七条又は前条第二項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。

第一百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

第二百二十四条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

第二百二十五条 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第二百二十五条の二 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

第二百二十六条 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百二十六条の二 人を買収した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 未成年者を買収した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買収した者は、一年以

上十年以下の懲役に処する。

4 人を売り渡した者も、前項と同様とする。

5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百二十八条の三 第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第二百三十六條 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

第二百三十七條 強盜の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

第二百三十九條 人を昏酔させてその財物を盜取した者は、強盜として論ずる。

第二百四十一條 強盜が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

第二百四十九條 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする

(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 (略)

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

第七条

1 ～ 5 (略)

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律)

(略)

上十年以下の懲役に処する。

4 人を売り渡した者も、前項と同様とする。

5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百二十八条の三 第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第二百三十六條 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

第二百三十七條 強盜の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

第二百三十九條 人を昏酔させてその財物を盜取した者は、強盜として論ずる。

第二百四十一條 強盜が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

第二百四十九條 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする

(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 (略)

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

第七条

1 ～ 3 (略)

4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律)

(略)

<p>(売春防止法) (略)</p> <p>(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律) (略)</p> <p>(覚せい剤取締法) (略)</p> <p>(麻薬及び向精神薬取締法) (略)</p> <p>(大麻取締法) (略)</p> <p>(犯罪による収益の移転防止に関する法律) (略)</p> <p>(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律) (略)</p> <p>(銃砲刀剣類所持等取締法) (略)</p> <p>(爆発物取締罰則) (略)</p> <p>(武器等製造法) 第二条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。 一 銃砲（産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するものを除く。以下同じ。） 二 (略) 三 爆発物（破壊、燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用され、且つ、信管により作用する物であつて、産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するもの以外のものをいい、銃砲弾及び対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第百十六号）第二条に規定</p>	<p>(売春防止法) (略)</p> <p>(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律) (略)</p> <p>(覚せい剤取締法) (略)</p> <p>(麻薬及び向精神薬取締法) (略)</p> <p>(大麻取締法) (略)</p> <p>(犯罪による収益の移転防止に関する法律) (略)</p> <p>(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律) (略)</p> <p>(銃砲刀剣類所持等取締法) (略)</p> <p>(爆発物取締罰則) (略)</p> <p>(武器等製造法) 第二条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。 一・二 (略) 三 爆発物（破壊、燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用され、且つ、信管により作用する物であつて、産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するもの以外のものをいい、銃砲弾及び対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第百十六号）第二条に規定</p>
--	---

する対人地雷を除く。以下同じ。)

四～六 (略)

2 (略)

第三条 武器の製造(改造及び修理を含む。以下同じ。)の事業を行おうとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする武器の種類を定めて、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

第四条 武器の製造は、前条の許可を受けた者(以下「武器製造事業者」という。)でなければ、行つてはならない。但し、試験的に製造をする場合その他経済産業省令で定める場合において、経済産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(臓器の移植に関する法律)

(略)

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例)(東京都条例を例として掲載)

第五条 何人も、正当な理由なく、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為であつて、次に掲げるものをしてはならない。

一 (略)

二 公衆便所、公衆浴場、公衆が使用することができる更衣室その他公衆が通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態にいる場所又は公共の場所若しくは公共の乗物において、人の通常衣服で隠されている下着又は身体を、写真機その他の機器を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

三 (略)

2～4 (略)

※痴漢行為を規制する全国47都道府県の条例の規定のうち、東京都のものを参考として示した。

※公共の場所又は乗物における下着等の撮影行為は、全都道府県において、いわゆる迷惑防止条例により禁止されている。

(不正アクセス行為の禁止等に関する法律)

(略)

(ストーカー行為等の規制等に関する法律)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

する対人地雷を除く。以下同じ。)

四～六 (略)

2 (略)

第三条 武器の製造(改造及び修理を含む。以下同じ。)の事業を行おうとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする武器の種類を定めて、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

第四条 武器の製造は、前条の許可を受けた者(以下「武器製造事業者」という。)でなければ、行つてはならない。但し、試験的に製造をする場合その他経済産業省令で定める場合において、経済産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(臓器の移植に関する法律)

(略)

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例)(東京都条例を例として掲載)

第五条 何人も、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。

2～4 (略)

※痴漢行為を規制する全国47都道府県の条例の規定のうち、東京都のものを参考として示した。

(不正アクセス行為の禁止等に関する法律)

(略)

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（前項第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。

第三条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

第十三条 ストーカー行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 以下（略）

（戸籍法）

第百三十三条 偽りその他不正の手段により、第十条若しくは第十条の二に規定する戸籍謄本等、第十二条の二に規定する除籍謄本等又は第二百二十条第一項に規定する書面の交付を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

（住民基本台帳法）

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 偽りその他不正の手段により、第十二条から第十二条の三まで（これらの規定を第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の四（第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写しの交付を受け、第二十条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第三十条の四十四に規定する住民基本台帳カードの交付を受けた者

（地方公務員法）

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第六十条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一（略）

- 二 第三十四条第一項又は第二項の規定（第九条の二第十二項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者
- 三 （略）

（国家公務員法）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 （略）

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 （略）

第百十一条 第百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

（不正競争防止法）

第二条 （略）

二～五 （略）

六 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 （略）

二 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示した者

三 （略）

四 営業秘密を保有者から示された者であつて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

五 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

六 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であつた者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）

<p><u>七 不正の利益を得る目的で、又はその所有者に損害を加える目的で、第二号又は前三号の罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者</u></p> <p><u>2～7 (略)</u></p>	
--	--